

かかりつけ医機能報告制度の概要について

1 かかりつけ医機能報告制度の目的

- ・かかりつけ医機能報告は、地域において必要とされるかかりつけ医機能（身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置、その他の医療の提供を行う機能）の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指すものである。
- ・その上で、一部の医療機関を優良なものとして認定したり、患者の受療行動に制限を加えるといったものではなく、国民・患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を選択できるための情報提供を強化し、地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保することを目的とする。

※各医療機関からの報告を受けて、地域の協議の場において地域の医療関係者等が協議を行い、地域で不足する機能を確保する方策を検討・実施。

2 かかりつけ医機能報告制度の概要

- ①慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、各医療機関から都道府県知事に報告する。
- ②都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との「協議の場」に報告するとともに、公表する。
- ③都道府県知事は、「協議の場」で、地域で必要なかかりつけ医機能を確保するための具体的方策を検討・公表する。

3 報告対象医療機関

- ・かかりつけ医機能報告を行う対象医療機関は、全ての病院及び診療所
(※特定機能病院、歯科医療のみを行う病院・診療所は除く。)

4 主な報告内容

- ①診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること等
- ②通常の診療時間外の診療、入退院時の支援、在宅医療の提供、介護サービス等と連携した医療提供
※①の報告で“対応可”的な場合、②の報告を行う。

5 かかりつけ医機能報告制度の報告方法

①G-MIS での報告

- ・別途、定期報告案内メールをお送りしますので、別添マニュアルの操作手順に従って定期報告を行ってください。

②紙調査票による報告方法

- ・G-MIS 上の区分が「紙面発送対象」となっている医療機関に対し、「令和7年度かかりつけ医機能報告制度 調査票」をお送りします。
- ・郵送、メール、ファクシミリのいずれかの方法で下記提出先まで御提出ください。

【提出先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課 医療政策担当
電話：0857-26-7173 ファクシミリ：0857-21-3048
電子メール：iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp

6 公表について

- ・報告いただいた内容は、医療情報ネット（ナビイ）に掲載予定。

7 スケジュール

- ・令和8年1月～3月 医療機関から県への報告
- ・令和8年4月 報告内容の公表
- ・令和8年4月～6月 報告内容の集計・分析等
- ・令和8年7月～ 協議の場の開催
- ・令和8年12月頃 協議の場の結果公表

8 問合せ先

○制度に関すること

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課 医療政策担当

メール：iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp

(件名は「医療機関名」かかりつけ医機能報告制度の問合せ」としてください。)

電話番号：0857-26-7173（土日祝日を除く平日8時30分～17時15分）

○G-MISに関するこ

ユーザ名やアカウントの発行、G-MIS の画面操作方法、システム障害発生等についてはこちらにお問い合わせください。

厚生労働省 G-MIS 事務局

メール：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

電話番号：050-3355-8230（土日祝日を除く平日9時～17時）